令和８（2026）年受療行動調査に関する
よくあるご質問（Q&A）

Q１　調査日の外来患者はすべて回答するのでしょうか。

Q２　健康診断等で受診したので調査票で回答できない問いがあるのですが、どうしたらよいですか。

Q３　救急で受診した場合も調査の対象となりますか。

Q４　目が不自由なのですが、どうすればよいですか。

Q５　今日受診したのは乳幼児なのですが、どうすればよいですか。

Q６　ICU 等に入院していて意識のない場合は、どうすればよいですか。

Q７　入院患者票に自分では回答できない場合は、家族などを呼んで回答してもらうのですか。

Q８　調査日当日に、外来受診したあと入院した場合は、どうすればよいですか。

Q９　調査日当日に、入院が決まっている場合は、どうすればよいですか。

Q10　調査日当日に、退院する場合は、どうすればよいですか。

Q11　一人で複数の診療科を受診した場合は、どうすればよいですか。

Q12　一人で複数の病院を受診し、他の病院でも受療行動調査の調査票を配布された場合、どのようにすればよいですか。

Q13　調査票を家に持ち帰って回答し、調査日以降に紙で提出する場合は、どのようにすればよいですか。

Q14　この調査は、毎年実施されているものなのですか。

Q15　この調査は、どのような法律に基づいて実施されているのですか。

Q16　調査票を提出しないと罰則でもあるのですか。なければ拒否したいのですが。

Q17　調査票には多くの質問がありますが、これらの調査事項はどのように決められたのですか。

Q18　間違えて保険証を提出用封筒に入れて提出してしまいました。どうすればよいですか。

Q19　調査票の回答に協力してもらう「家族の方など」とは誰を指しますか。

Q20　厚生労働省は、集めた調査票のデータをどのように使うのですか。

Q21　この調査の調査結果は、いつ頃公表されるのですか。

Q22　この調査の結果を知りたいのですが、どうしたらよいですか。

Q23　回答した調査票を、病院の人などに見られたくないのですが。

Q24　調査票で回答した事柄の秘密は、保護されるのですか。

Q25　回答済みの紙の調査票は調査員に渡しても良いのでしょうか。

Q26　調査票をインターネットで提出する場合の詳しい方法について教えてください。

Q１　調査日の外来患者はすべて回答するのでしょうか。

調査日当日のこの病院の通常の外来診療時間に来院された全ての患者さんに回答をお願いしています。

Q２　健康診断等で受診したので調査票で回答できない問いがあるのですが、どうしたらよいですか。

回答できる範囲で、ご回答をお願いします。

Q３　救急で受診した場合も調査の対象となりますか。

通常の外来診療時間内に来院した場合は全ての患者さんが調査対象となりますが、無理のない範囲でご回答をお願いします。

Q４　目が不自由なのですが、どうすればよいですか。

家族の方などに協力を依頼するなど、無理のない範囲でご回答をお願いします。

Q５　今日受診したのは乳幼児なのですが、どうすればよいですか。

お子さんに代わって、ご家族の方などがご回答をお願いします。

Q６　ICU 等に入院していて意識のない場合は、どうすればよいですか。

調査対象になりませんので、ご回答は不要です。

Q７　入院患者票に自分では回答できない場合は、家族などを呼んで回答してもらうのですか。

オンライン回答の場合は 11 月 30 日まで、紙の調査票での提出の場合はさらに 1 ヶ月程度、ご回答いただける期間としているので、家族の方などがお見えになったときに回答いただき、紙の調査票の場合は郵便ポストへの投函をお願いしてください。

Q８　調査日当日に、外来受診したあと入院した場合は、どうすればよいですか。

外来患者票に回答をお願いします。

Q９　調査日当日に、入院が決まっている場合は、どうすればよいですか。

入院患者票に回答をお願いします。

Q10　調査日当日に、退院する場合は、どうすればよいですか。

入院患者票に回答をお願いします。

Q11　一人で複数の診療科を受診した場合は、どうすればよいですか。

複数の診療科を受診された患者さんは、最初に受診した診療科での状況について回答をお願いします。

Q12　一人で複数の病院を受診し、他の病院でも受療行動調査の調査票を配布された場合、どのようにすればよいですか。

それぞれの病院が受療行動調査の対象となっている場合は、それぞれの病院で配布された調査票に記入、または記載されているログイン情報（インターネット回答に必要な番号）を用いてインターネットで回答をお願いします。

Q13　調査票を家に持ち帰って回答し、調査日以降に紙で提出する場合は、どのようにすればよいですか。

調査票を提出用封筒に入れて密封し、切手を貼らずにそのまま郵便ポストへの投函等により郵送での提出をしてください。

Q14　この調査は、毎年実施されているものなのですか。

当調査は、３年ごとに実施している調査です。

Q15　この調査は、どのような法律に基づいて実施されているのですか。

統計法第 19 条に基づく一般統計調査として実施しています。

Q16　調査票を提出しないと罰則でもあるのですか。なければ拒否したいのですが。

法律による罰則規定はありません。しかし、今後の医療のあり方を検討する上で全国の患者さんの状況を把握するための大切な調査ですので、ぜひご協力いただくようお願いします。

Q17　調査票には多くの質問がありますが、これらの調査事項はどのように決められたのですか。

最近の医療行政の状況や、厚生労働省内の施策立案部局の要望を踏まえ、必要最小限の項目に絞って調査事項を決めています。また、調査事項や調査計画は総務省の審査の結果、承認を得たものとなっております。

Q18　間違えて保険証を提出用封筒に入れて提出してしまいました。どうすればよいですか。

まずは、厚生労働省（以下連絡先）にご連絡ください、確認後に、厚生労働省からご連絡いたします。

＜連絡先＞
厚生労働省保健統計室受療行動統計係
03-5253-1111（内線 7518）

Q19　調査票の回答に協力してもらう「家族の方など」とは誰を指しますか。

血縁関係の有無に限らず、患者さん本人が家族同様に信頼関係があると認める方のことです。ただし、病院関係者は含みません。

Q20　厚生労働省は、集めた調査票のデータをどのように使うのですか。

ご回答いただいた調査票は、個人が判別できないよう病院の規模別などの統計として全国集計し、患者さんの視点に立った今後の医療のあり方を検討するための基礎資料として役立てることとしています。調査票のデータは、統計目的以外の利用は統計法により禁止されております。

Q21　この調査の調査結果は、いつ頃公表されるのですか。

厚生労働省において集計後、令和９年度末頃に公表する予定です。

Q22　この調査の結果を知りたいのですが、どうしたらよいですか。

令和９年度末に厚生労働省ホームページで公開予定です。また、過去の調査結果も併せてご覧いただけます。

・厚生労働省ホームページでの掲載先は　こちら
※詳細な調査結果は、政府統計の総合窓口（e-Stat）で公開予定です。
・政府統計の総合窓口（e-Stat）での掲載先は　こちら

Q23　回答した調査票を、病院の人などに見られたくないのですが。

調査票は、患者さんが提出用封筒に入れて密封し、厚生労働省に郵送提出か、インターネットで回答いただきますので、病院職員や調査員が回答内容を見ることはありません。

Q24　調査票で回答した事柄の秘密は、保護されるのですか。

調査に関わる職員は、調査に関して知り得たことを他にもらすことは固く禁じられていますので、安心してください。また、集計作業においても、統計法第 41 条により統計目的以外のデータの利用は禁止されているため、個人のデータとして利用されることはありません。

Q25　回答済みの紙の調査票は調査員に渡しても良いのでしょうか。

基本的に患者さんご自身で郵便ポストへの投函等をお願いしています。ただし、病院から自宅までの経路や自宅付近に郵便ポストがない場合（外来）や郵送を頼める家族の方の来院や、患者が郵便局や郵便ポストへのある場所までの外出がしばらく見込めない場合（入院）などご自身での郵送提出が難しい場合には調査日当日に限り調査員が受け取ることも可能です。

Q26　調査票をインターネットで提出する場合の詳しい方法について教えてください。

お配りしている「インターネット回答の手引」や、こちらに掲載している「オンライン回答マニュアル」をご覧ください。ご不明な点は、厚生労働省が設置するコールセンターへお問い合わせください。
※「インターネット回答の手引」に記載のお問い合わせ先が変更となりました。下記のフリーダイヤル番号へお問い合わせください。

■受療行動調査コールセンター

電話番号：０１２０－２６３－１６０
設置期間：11 月 30 日（月）まで
受付時間：午前９時から午後６時まで（土日・祝日は利用できません）